

令和7年度補正
飲食・商業・サービス業
新事業展開支援事業

島根県 商工労働部
中小企業課 商工団体係

▼ 飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業

■ 目的

原油価格・物価高騰、人件費上昇等の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業者等に対して、売上の回復を図るための取り組みの経費の一部を補助することにより、原油価格・物価高騰、人件費上昇等の影響に対応する事業の推進及び事業継続を目的とする。

■ 補助の概要

補助対象事業に必要な設備および関連備品の導入費用、施設の改修費用

(例：新商品、新サービスの開発または提供に必要な機器設備、店舗改修工事など)

▼ 飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業

一般枠

補助額：40万円～**400**万円

補助上限が変更になりました
(200万円→400万円)

補助率：補助対象経費の1/2

※新型コロナウイルス感染症関連融資、または当該融資の借り換え融資の残高がある場合は2/3

特別枠

補助額：**40**万円～**600**万円

特別枠が追加されました

補助率：補助対象経費の3/4

※一般枠の要件に加え、指定企業（三菱マヒンドラ農機(株)等）との取引が5%以上ある中小企業等

▼ 飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業

■ 対象者

原油価格・物価高騰の影響を受けている島根県内の主たる事業所を有する
飲食・商業・サービス業等を現に営む事業者

R8年度から、対象業種に「建設業」等が
追加となりました

■ 対象要件

- ・ ①原油価格・物価高騰により減少した売上の回復や収益の確保を図る新たな取組
(飲食・商業・サービス業等にかかる新事業、新商品・新サービスの展開)
- ・ ② 3年以内に①の設備投資による年間売上が投資額以上となる取組

■ 募集期間

- ・ 令和8年4月20日～9月30日
(1次締切：5月29日、2次締切：7月31日、3次締切：9月30日)

■ お問い合わせ

- ・ 島根県商工会連合会経営支援課 (TEL：0852-61-6161)

※応募される方は、所属または最寄りの支援機関にご相談ください